

富津市立佐貫小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

1 基本理念

いじめとは、「一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、心身の苦痛を感じているもの」であり、どの学級・どの児童にも起こりうるものである。

いじめはいじめを受けた児童の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長や人格の形成に大きな影響を与える。したがって、いじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者及び地域と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。

2 いじめ防止の基本的な考え

- ・いじめを許さない、見過ごさない学校・学級づくりに努める。
- ・児童一人一人のよさが認められ、お互い相手を思いやる雰囲気づくりに努める。
- ・児童の発する小さなサインを見逃さないように、日常の児童観察を充実させ実態把握に努める。

3 いじめの未然防止・早期発見

(1) 児童理解

- 一人一人の教師が一人一人の児童と深いつながりを持ち、個人の人格を尊重しながら共感的・受容的態度で接する。学校教育のすべての場面で行う。
- ・日常の児童観察、実態把握に努める。
- ・家庭訪問、個人面談を活用して、保護者との連携に努める。
- ・教育相談は、5月、11月、2月に教育相談月間を設けて行う。
- ・毎月の職員会議で生徒指導委員会を行い、児童の情報交換を行い、職員共通理解のもと、共通指導體制で取り組む。
- ・学校生活アンケートを実施し、児童の実態把握に努める。(年間3回)
(全アンケートの内容を複数の教師で確認)

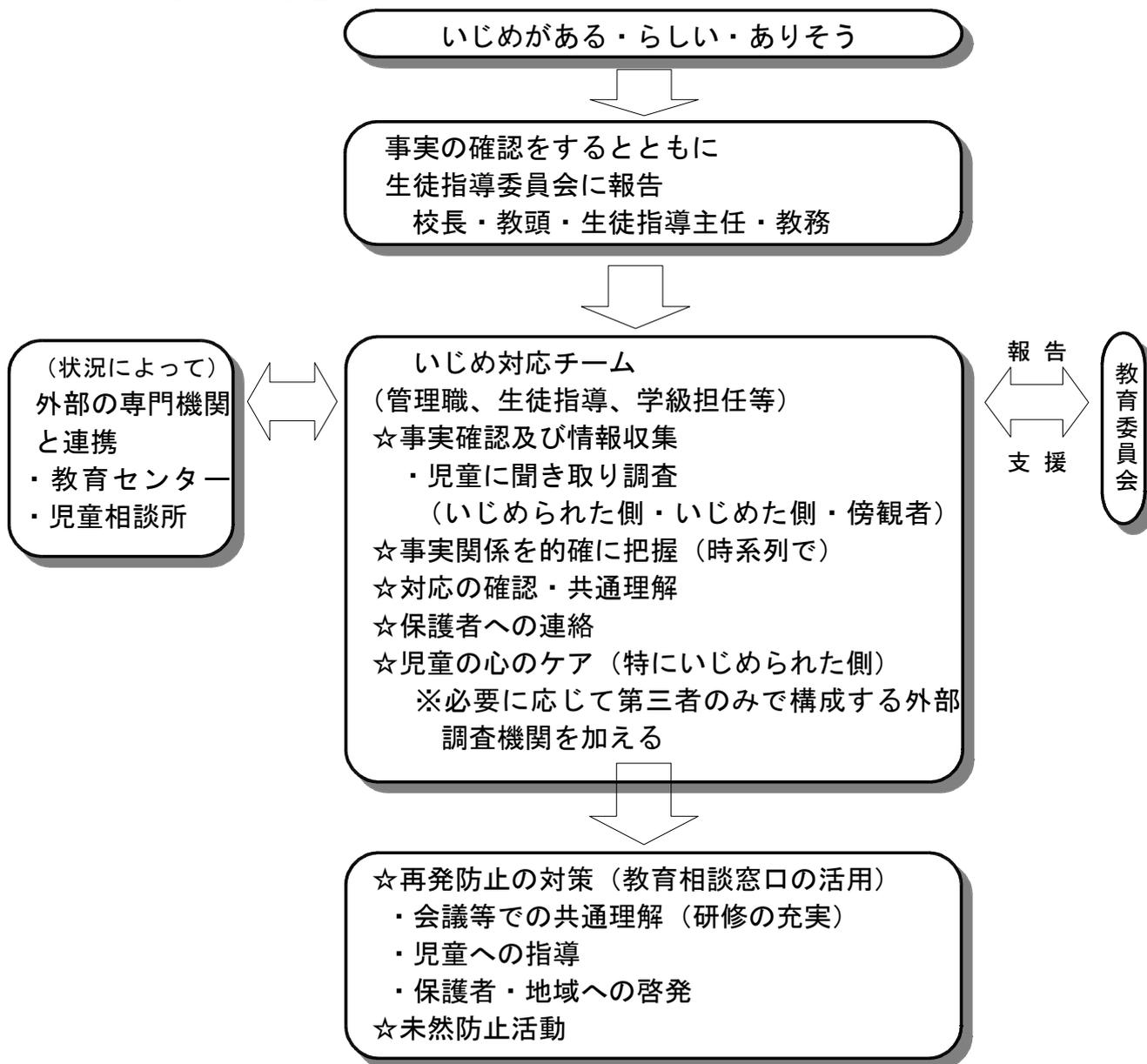
(2) 教育相談

- 日々の教育活動全般を通して、児童一人一人を理解する。
- 児童の悩みを知り、できる限り早い段階での問題解決に努める。
- 5月、11月、2月に教育相談月間を設けるとともに、日常的な教育相談に心がける。
(相談対象：学級担任 ※希望により学級担任以外と面談も可能)
- ・児童の直面している問題、課題を把握する。
- ・発達段階に応じて、指導・助言する。
- ・児童の悩みによっては、担任外との相談時間を設ける。
- ・全体で共通理解・共通指導する内容については、話し合う場を設ける。
(生徒指導会議、校内研修、打合せ等)
- ・相談しやすい環境作りに努める。(開かれた校長室・保健室等)
- ・相談窓口、富津市教育センター電話相談 0439(80)1346
- ・児童生徒がいじめを受けた場合は当該児童の心情に寄り添った対応をする。
- ・関係している児童生徒の様々な情報を集め、慎重に調査をする。
- ・状況を的確に把握しながら良好な人間関係を構築するように対処していく。

(3) 心の教育の充実

- いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校・学級作りに努める。
- 児童一人一人の良さが認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりに努める。
- 達成感、自己肯定感を高める教育活動を推進する。
- ・道徳・学級活動を充実させ、豊かな心を育成する。
- ・佐貫っ子班活動(清掃・給食)を充実させ、他人を思いやる気持ちを育てる。
- ・縦割りやペア学年等の異学年活動や委員会、クラブ活動など全ての教育活動で、一人一人が活躍できるよう工夫する。
- ・授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間作りに努める。
- ・基礎基本の定着をはかるとともに、活用力を高める「わかる授業」につとめ、達成感、自己肯定感の向上に努める。

4 いじめ問題に対する組織



5 学校評価

いじめの実態把握およびいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価および生活アンケートにおいて、いじめ問題への取り組みについて自己評価を行う。